

江戸時代の 年貢上納



実りの秋。収穫の喜びもつかの間、村にはさっそく領主から年貢の請求書が届きます。村にとっては、一年のくらしにかかわる一大事！江戸時代の年貢上納のようすを、村方に伝わる古文書からみてみましょう。



むらうけせい
村請制

領主

検見

村

免定

年貢上納

年貢上納

年貢上納

収納帳

免割帳

庭帳

江戸時代の社会の大きな特徴は、「村請制」(むらうけせい)といって、幕府や領主の支配を村が請けるしくみになっていたことです。

したがって、年貢の請求書は一人一人の百姓に直接出されるのではなく、村宛てに年貢が請求され、それを村の責任で領主に上納しました。

【検見と免定】

稲の収穫期になると検見(けみ)が行われ、その年の年貢率が決められますが、定免(じょうめん)といって年貢率が一定期間固定されることもありました。そして村高と年貢率をもとに細かな明細が記された免定(めんさだめ、年貢の請求書)が村に届きます。

【免割と年貢上納】

村では、一人一人の持高に応じて、各百姓が納める年貢を計算します。これを免割(めんわり)といい、村が各百姓から年貢を集め、領主の指示にしたがい、分納します。

【精算と領収】

年貢の上納が完了すると、勘定目録(かんじょうもくろく)や皆済目録(かいさいもくろく)といった精算書が作られます。これらの裏に領主が受け取りを記して領収書とすることが多かったため、村方にたくさんの目録が伝わっています。



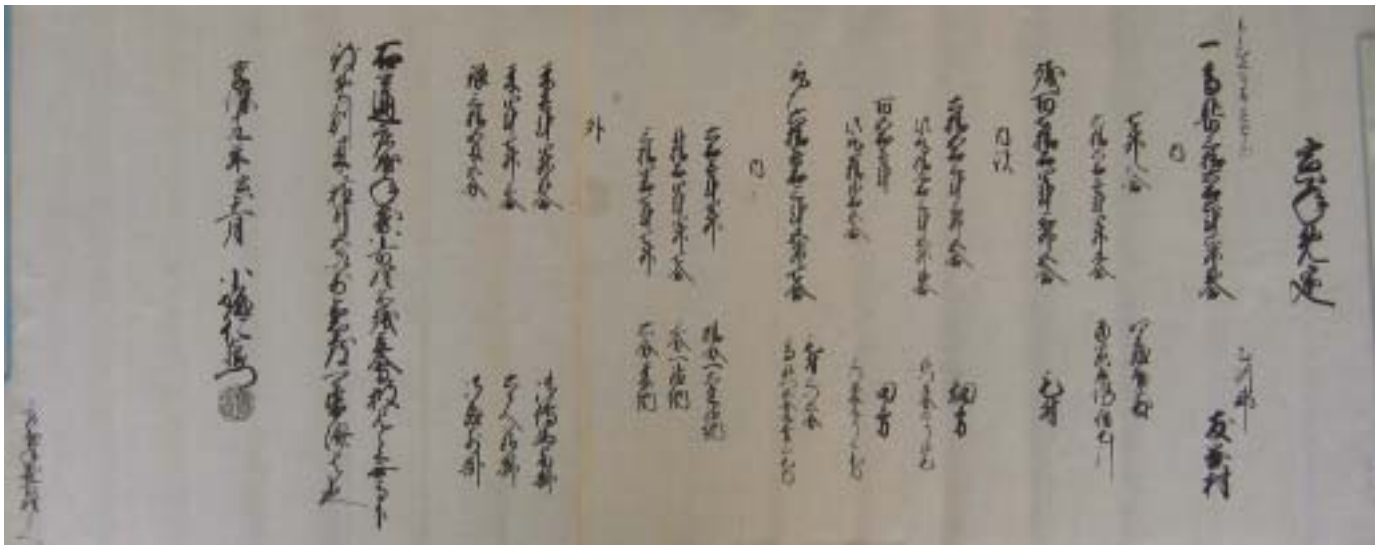
幕府領の免定

友岡村の村高は、江戸時代中期以降266石余り、そのうちの大半236石余りが幕府領となっており、京都代官に年貢を納めていました。

幕府領の特徴は、年貢の1割が大豆(銀)、3割が銀、残り6割を米で納めることが原則となっていたことです

が、実際にはその年ごとに、さまざまな納め方の指示がありました。

また、六尺給米(江戸城内の雑役人夫料)・御伝馬高掛(五街道宿場維持費)・御蔵前掛(浅草幕府米蔵維持費)といった三種類の付加税がかけられていたことも特徴の一つです。



享保19年(1734)の免定 (鞆岡達雄家文書)



乙訓寺領の年貢米受取帳

乙訓寺は宝永2年(1705)、徳川綱吉から神足村のうち54石と、古市村のうち46石の合計100石の寄進を受けました。

年貢収納の実務や村との折衝は、現在の今里保育所のところにあつた塔中の大聖院があつていたようです。

領主の乙訓寺と古市村の双方に古文書が残っており、つきあわせてみると年貢上納の具体的なようすがよくわかります。



古市村の年貢収納帳(奥沢康正氏収納文書)

10月から年末までに4、5回にわけて年貢を上納した通い帳です。乙訓寺側の収納帳と合わせて割印が押されました。

【参考文献】

『長岡京市史』本文編二に、詳しい内容が掲載されています。